

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2017 SUMMER NEWS



The tree Keimke Obba ©

「終わりのない旅へ想いをのせて…」
ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介

7月から太宰府ロータリークラブの会長をつとめています。同会は、地域に根ざしつつ、職業倫理の向上と親睦を基本とし、地域社会、国際社会、青少年に奉仕する団体です。現在50名ほどのメンバーが所属し、昨年は40周年を迎えました。高校生の奉仕活動支援、留学生・奨学生の受け入れ、天満宮曲水の宴への招待、宝満山植樹、清掃活動等の奉仕活動をおこない、毎週火曜日、大丸別荘に集まり例会を行っています。例会は「人生道場」と言われ、そこでの人間的な成長が求められています。

そうした学びを通じて最近、われわれの経験や体験すべて人間としての成長につながると思うようになりました。出会う人物、出来事などとの交流や挑戦を通じて人間としての成長をつづけること、それが人生の目的であり、生きる意味なのではないでしょうか。

わが事務所も、こころは創立33年目を迎え、来年は弁護士1人増で8人、事務局10人の体制をめざしています。地域の皆さまとの出あいや事件への取組みを通じてより一層の成長を図りたいと考えています。皆さまのご支援をよろしくお願い致します。



弁護士
浦田 秀徳
Hidenori Urata

寄稿

「ちくし地区士業の会」



司法書士

西中 義桂

Yukihiro Nishimura

プロフィール

氏名 西中 義桂(にしなかよしかげ)
昭和44年生まれ

平成16年
法務局筑紫支局前にて
「司法書士にしな事務所」開業

事務所理念

・「あー、ほっとした」その安心のために
・「あなたで良かった」その信頼のために
・「ありがとう」その満足のために
～私たちは、全力を尽くします～

人びとが帰途につきはじめる18時ころ、ひとりまたひとり「ちくし法律事務所」にあつまる人たち。「なに！

相続税で土地の評価計算が」「法面、境界」「社会福祉法人法が改正されたらしいぞ」「福岡は、まだ空家の代執行は無いんだな」「マッハの恐怖という本のことだけだ」「とうとう100名山達成したんですね」などなど。どうもふつうの会議とは違う話が2か月に1度、事務所3階の会議室で喧々譁々とおこなわれています。じつは「ちくし地区士業の会」の例会の1コマ。

さかのほること12年前、開業1年目の新人司法書士だった私は、福山司法書士から「ついてきて」と言われ、ちくし法律事務所の門をくぐり、理由が

分からずドキドキしていると、「今日は、福山先生の担当でしたっけ」といつのまにか弁護士さんとの勉強会が始まったのを思い出します。あっ、田中弁護士も新人でフレッシュでしたね、今ではバリバリの切れ者弁護士ですが。

当時は不定期で弁護士と司法書士の勉強会だったと記憶していますが、ちくし法律事務所の新社屋が完成したのを機に、ちくし地区の士業を集めて情報交換をしましようということになり、誰かが誰かを誘い、弁護士、建築士、行政書士、社会保険労務士、税理士、大学教授、土地家屋調査士、保険業、司法書士と気がつけば士業に止まらず毎回20名を超えるプロフェッショナルが参加しています。報告者から専門分野の話聞きながら「なるほど、そう言うことだったのか」と永年の謎が解けたり、個人的な活動や趣味の話聞くことで仕事では分からない「人と

なり」を知ることができたりもします。

ちまたではすべての分野に対応できる「ワンストップ」事務所を耳にしますが、ちくし地区士業の会（もはやプロフェッショナルの会が適正かな）は、「ちょっと、教えて下さいな」「この案件お願いします」とたがいに緊密な連携体制が構築できており、人的なネットワークによる「ワンストップ」事務所であるといえるでしょう。

報告者の話を聞いた後は、場所を変えての懇親会です。プロフェッショナル集団から単なる飲んだくれ集団へと変貌するのですが、そこでは人間同士の絆が深まっているのです。

この記事に目を通してくださった方には、是非、一度参加してみませんか。

寄稿

「冷水峠の水を守るための九年間」



冷水峠
「冷水自然を守る会」 元会長

齊田 成人

Shigeo Saito

プロフィール

教員を定年退職後、区長、人権擁護委員、民生児童委員、社会教育員などを歴任。現在は、エコセンチュリー21棟山家・御笠特別委員会の事務局長も務める。



弁護士
田中 謙二

Kenji Tanaka

冷水峠は、筑紫野市山家と飯塚市の境にあり、古く

は長崎街道の難所として知られていました。ここに筑紫野市山家一区の集落があります。平成二九年の統計では、世帯数三四、人口七八人。小さな集落です。

ここに産業廃棄物の処理場ができるという話もちあがったのは、平成二〇年夏のこと。食品残さなどの汚泥（産業廃棄物）を持ち込んで、その処理水を川に流すというのです。流すのは山家川の源流。虫が飛び交う清流です。その下流には、山家や御笠の住民の田や畑が広がっています。ふるさとの川が汚されてしまう。不安を募らせた住民は、ちくし法律事務所（弁護士（稲村、迫田、田中）にサポートを依頼しました。

業者との激しい交渉が行われたものの、翌年春には処理場が完成し、稼働がはじまってしまう。

それでも、住民は、ふるさとの川を守ることを諦めませんでした。同じような施設を見学して、汚泥処理を適正に行うのがどんなに難しいことであるのかを学び、施設の隣地に稼働反対の看板を立てました。交代で、施設からの排水を汲んで、汚れを確認し、汚れていたら保健所に通報しました。そして、月に二回程度、住民と弁護士が山家一区の公民館に集まり、情報を交換し、対策を話し合い、県の担当課との交渉などの次の一手を打っていました。

この年月は、九年にも及びました。

印象的な出来事があります。ある日、住民が施設の異変に気づきました。施設の境界に大きなついでたができていたのです。そのついでたは、住民が掲げた稼働反対の看板を隠すようにして立っていました。その翌日、手のあいた住民が緊急に集まって、ついでたのかけから見るところへと看板を移動させました。まさにそのとき、施設では、新規注文をとるために業者

が汚泥排出事業者を招いて商談を行っている真つ最中でした。結局、住民による早い看板の移動によって、業者の商談はまとまりませんでした。排出事業者も、住民の反対が根強い施設に廃棄物の処理を頼みたくはなかったのです。

業者は、施設の不適正操業を繰り返して、とうとう平成二八年末に県から産業廃棄物処理業の許可を取り消されました。施設に残されていた廃棄物も、平成二九年春に行政の手によってすべて撤去されました。

山家一区の住民とちくし法律事務所の弁護士とが手を取り合つてともにたたかっていた九年間。先が見えないようなときでも、誰ひとりとして諦めようとしなかった九年間。ふるさとの清流を守るという強い思いが、確かな形となりました。

平成二九年四月のうらかな日、いつもの山家二区公民館で花見の宴が催されました。住民も、弁護士も、どの顔にも晴れやかな笑顔がうかんでいました。

「認めぬなら、認めさせよう 後遺症」



弁護士
井上 茉彩
Mai Inoue

3年前、ちくし地区土業交流会常連メンバーの中村行政書士からのご紹介で、交通事故の相談を受けました。

被害者の女性Kさんは、物腰柔らかく素敵な方でした。車体の左側から衝突され、利き腕だった右腕・右肘を自分では全く動かすことができない状態となっておられました。診断は、腕神経叢麻痺というものです。

「動かなくて悔しい」「少しでもよくなりたい」と、保険会社が治療費の支払いを止めた後も、自費で必死にリハビリを続けておられました。

日常生活にも大きな影響が出ており、

これほどの症状があるのだから当然に自賠責の後遺障害認定が出るものと考えていました。

ところが、自賠責の判断は、後遺障害等級非該当というものでした。理由は、針筋電図検査もなされておらず、明確な画像所見がないからとのこと。新たに検査を行い、カルテの記述をまとめた意見書を作成して異議申立を行いました。しかし、結果は変わりませんでした。

あり得ない！この症状で後遺障害がないことを前提に低額の賠償金とされるなんて絶対無理！先輩の田中弁護士に応援に入っていたいただき、裁判を起こすことにしました。

裁判では、事故直後からの症状の一貫性と、画像検査結果との整合が争点となりました。全てのカルテを精査し、全ての医療機関の医師・理学療法士に面談して協力をお願いしました。田中弁護士の人脈を借りて、専門医にも相談に行きました。Kさんのお人柄もあってか、熱心なアドバイスを得られ、意見書の協力もいただくことができました。

結果、裁判では、Kさんの症状に見合った後遺障害等級6級を前提とした判決を得ることができました。裁判官が自賠責の誤りを正し、Kさんの実態を適切に評価してくれたのです。

自賠責の等級認定制度は、迅速な解決のために賠償金を支払う保険会社側が被害者の症状を判断する制度にすぎません。しかし、実務では自賠責の判断は重く受け止められており、裁判でも覆されることは多くありません。Kさんの実態に合った正しい判断がなされたことは、私にとっても本当に嬉しいことでした。

さらに良かったことは、Kさんが人身傷害保険に加入しておられたことです。この事故はKさんにも一定の過失があったので、加害者に対する請求ではそれに応じた過失相殺がなされました。しかし、過失相殺された分の損害については、人身傷害保険が支払ってくれます。

Kさんも、事務所の仲間も皆が喜んでくれた解決でした。依頼者の方に、こんな解決を1つでも多く届けたいと思います。



井護士
稲村 晴夫
Haruo Inamura

暑中お見舞い申し上げます。
今年上半期の近況報告です。

●「満州国演義」(船戸与二)、「サビエンス全史」(ユヴァル・ノア・ハラリ)で歴史について学び、「1Q84」「騎士团长殺し」などで村上ワールドを満喫。

●森友学園・加計学園問題については羽鳥モーニングショーや週刊誌なども見て、事実把握に努め、安倍政権による国政の私物化と官僚支配の実態を知る。

●五月に六五歳となる。いよいよ高齢者の仲間入り。これからどう生きるべきか。

●休日には裏山の四王寺山を歩く。六月三日には平治山に登山。

山肌をピンクに染めるミヤマキリシマを堪能。

●毎朝五時起床し、愛猫「ミーコ」と遊び、朝六時から愛犬「フク」と散歩。心身共にベタトに癒されている。



井護士
迫田 登紀子
Toshiko Sekita

(最近のリフレッシュ方法)月に1度、家族でキャンプに行っています。山登りばかりしていた私にとって、テントと食事はできるだけ簡単なものだったはず。

それが180度変わりました。大自然の中、リビング付きテントと、大きなタープを張る。草スキー、シャボン玉、水遊び、駆け回る子どもたち。温泉でひと汗流したら、グッチョーブで鳥の丸焼き、様々な辛をBBQで、川のせせらぎを聞きながら、友人たちとの話らい。そして、満天の星空。



井護士
森 俊輔
Shunroku Mori

昨年度から、弁護士業のかたわら、講師として筑紫女学館大学で「日本国憲法」を教えています。学生達が知らないであろう歴史的な出来事を多く取り込み、「人権って何だろう」ということを理解してもらっています。

なかなかのハードワークですが、講義を聴く学生の真剣なまなざしを心の支えに頑張っています。決して、若い女性達に囲まれることを楽しみにして講師を務めているわけではありませんから、勘違いなさいませぬよう。



井護士
山野 和也
Kazuya Yamano

本年の4月から、中小企業家同友会筑紫支部のプロダク長を務めています。

月1回のプロダク例会や担当例会の企画・開催、役員会への出席・議論など行う大切な役職です。これまで諸先輩方にして頂いていたことを中心に行うので、大変ではありませんが、とてもやりがいのある役職です。

私はプロダク長に就任して、まず、プロダク会員の企業にご挨拶に行きました。また、声かけをしてプロダク会への参加をお願いしました。

すると、これまで二度もお会いしたことがなかった方にプロダク会に参加していただきました。休職会員の方の参加は、会の活性化に繋がります。

まだまだ手探りではありますが、会の活性化のため頑張りたいと思っています。

よろしく
お願いします!

新人あいさつ



事務局 矢野 沙知

今年の4月からちくし法律事務所の一員となりました。矢野沙知と申します。生まれ育った故郷で

少しでも皆様のお力になれる様に、精一杯努力して参りたいと思います。大学時代は少林寺拳法部に所属し日々練習に励んでおりましたが、近頃は運動不足なので、再度スポーツを始めようかなど考えているところです。

尊敬する先生方、優しい事務局の先輩方のご指導の下、一日も早く仕事を覚えられるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



事務局 市原 優

今年4月より1年半の間お世話になることになりました。市原優と申します。

これまでは愛知県で金融機関に勤めており、主に窓口業務に従事しておりました。しかし、この度縁あって福岡に戻ることになり、ちくし法律事務所でお働くことになりました。

全く違う分野の業務内容のため、日々勉強させていただいております。至らぬこともあるかと思いますが、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。一階入口の一番近くの席におりますので、何かございましたらぜひお気軽にお声かけ下さい。

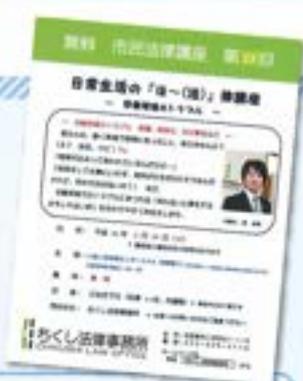
セミナーのご案内

ちくし法律事務所では、平成23年秋から「セミナー」を定期的で開催しています。身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか？

どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。平成29年後期の日程や会場は次のとおりの予定となっております。

③の会場については、まだ予約ができていませんので、変更の可能性があります。ちくし法律事務所のブログ(「ちくし法律事務所のニュース」で検索)で確認していただくか、お電話(092-925-4119)にてお問合せいただくと確実です。

- | | | |
|---------------------|-----------------|---------------------------|
| ①平成29年 9月13日(水)19時～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士森俊輔による「労働現場のトラブル」の講座 |
| ②平成29年11月14日(火)19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士迫田登紀子による「エンディングノート」の講座 |
| ③平成30年 1月24日(水)19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士田中謙二による「中小企業法務」の講座 |



ちくし法律事務所
CHIKUSHI LAW OFFICE



〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>